

株主各位

証券コード 5588
(発送日) 2024年3月12日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月5日

東京都港区浜松町一丁目6番15号
ファーストアカウンティング株式会社
代表取締役社長 森 啓太郎

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fastaccounting.jp/ir/stock/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファーストアカウンティング」又は「コード」に当社証券コード「5588」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年3月26日（火曜日）午後6時30分までに到着するよう議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使の

ご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2024年3月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区芝五丁目36番4号 札の辻スクエア 11階 港区立産業振興センター大ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	
報告事項	
第8期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件	
決議事項	
議 案	
取締役7名選任の件	

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月27日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9:30）



### インターネットで議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月26日（火曜日）  
午後6時30分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年3月26日（火曜日）  
午後6時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

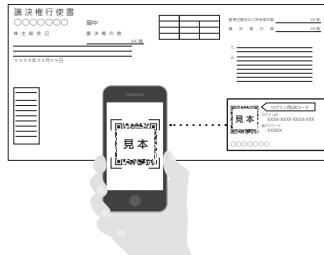
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



\*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

\*操作画面はイメージです。

\*午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

\*議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
**0120-173-027**  
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

# 事 業 報 告

(2023年 1月 1日から)  
(2023年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、「世界に通用するA I（注1）の力によって①経理D X（注2）、②正確で早い会計、及び③戦略経理を実現し、お客様の幸せと社会の発展に貢献します。」をミッションとしており、会計分野に特化したA Iソリューション事業（経理A I事業）を提供しております。当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の減少により、経済活動の正常化が進んだことで国内景気の緩やかな回復傾向がみられる一方、不安定な国際情勢に起因するエネルギー及び原材料価格の高騰、過度な賃上げや財政悪化等による景気下振れリスクが見込まれ、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、従来のA P Iソリューションサービスである『Robota』シリーズに加え、2020年度にリリースした会計帳票の入力業務及び確認作業を効率的に実施できるクラウド型A Iプラットフォームである『Remota』が引き続き好調に推移しております。経理D Xを推進するエンタープライズを中心に、経費精算や会計帳票の入力業務に加え、メールで受け取った請求書を正確かつ効率的に処理すると同時にインボイス制度対応等、突合業務に利用できるチェック機能も搭載することで、ユーザーにとって投資効果が得られる提案を行ってまいりました。また、経理D Xをソフト面からサポートする会計ソフトウェアベンダが提供する会計システムへの機能追加や、膨大な処理業務を受託するB P O（Business Process Outsourcing）サービス事業者の処理の高速化にも役立つような提案を行いました。この結果、導入社数が前事業年度末の83件に対して110件と順調に推移しております。一方、新サービス開発及び営業体制の強化のため積極的な採用活動も継続しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,232,393千円（前事業年度比56.9%増）、営業利益は126,413千円（前事業年度は82,273千円の営業損失）、経常利益は117,402千円（前事業年度は77,502千円の経常損失）、当期純利益は125,691千円（前事業年度は78,032千円の当期純損失）となりました。なお、当社はA Iソリューション事業（経理A I事業）の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- (注) 1. A I（Artificial Intelligence、人工知能）とは、コンピュータを用いて「認識、言語の理解、課題解決」などの知能行動を実行する技術です。  
2. D X（Digital transformation、デジタル変革）とは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製

品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することです。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は162,667千円（建設仮勘定含む。）であります。その主な内容は、読み取り精度向上のための学習用サーバ100,000千円の取得、その他はサービス提供のためのソフトウェアの開発及びPC等の取得であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### ③ 資金調達の状況

当社は、2023年9月22日に東京証券取引所グロース市場に上場したことに伴う公募増資により473,600株の新株式を発行し、575,138千円の資金調達を行いました。

### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                           | 第5期<br>(2020年12月期) | 第6期<br>(2021年12月期) | 第7期<br>(2022年12月期) | 第8期<br>(当事業年度)<br>(2023年12月期) |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                      | 322,612            | 460,980            | 785,533            | 1,232,393                     |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)            | △401,312           | △360,261           | △77,502            | 117,402                       |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)          | △401,293           | △360,551           | △78,032            | 125,691                       |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) | △90.20             | △79.24             | △16.48             | 25.77                         |
| 総資産(千円)                      | 478,696            | 655,759            | 744,061            | 1,618,832                     |
| 純資産(千円)                      | 206,469            | 246,818            | 168,786            | 882,698                       |
| 1株当たり純資産額(円)                 | △175.94            | △245.01            | △261.48            | 166.81                        |

- (注) 1. 当社は、2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 第5期、第6期及び第7期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 親会社等との間の取引に関する事項

##### (a) 取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

当社親会社等は、当社代表取締役社長森啓太郎であります。当社は銀行借入に対して当社代表取締役社長森啓太郎より債務保証を受けております。当該取引に際しては、当該取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。今後は金融機関との交渉により当該債務保証を解消する方針であります。

##### (b) 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については、上記(a)に記載の取引内容であることを確認しており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いは行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

##### (c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

#### ③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の主な課題は以下のとおりとなります。

#### ① 技術革新への対応

A I 市場においては日々の技術革新が継続しており、当社が属する業界においても新規参入企業が増加しております。このような中、顧客ニーズの多様化に対応するためには、最先端の技術の研究が必要であり、優秀な人材の確保が必要と考えております。

しかし、優秀な技能を持つ人材の安定的な確保は、同業他社とも競合することから難しい状況となっております。当社としては、国内外を問わず最先端の技術と経験を有する人材を確保するため、引き続きA I トップカンファレンスに論文が採択されるように投稿し、A I 市場における知名度向上を図ることで魅力的で存在感のある企業であることを継続的に訴えかけるとともに労働環境や福利厚生の充実にも取り組んでまいります。また社内研修の強化等により人材育成に努めてまいります。

## ② カスタマーサクセスの重要性

当社が提供するサービスの内容は、顧客毎の業務プロセスに適応したサービス導入が必要であり、またスキャナ保存制度や電子帳簿保存法等の法令等の改正に伴い顧客のニーズが変化するという特徴があります。そのため顧客ニーズを迅速かつ的確に捉え、より魅力的なサービスを継続的に提供することで解約を未然に防ぎ、また複数サービスの受注により顧客単価向上につながることからカスタマーサクセス（注1）の充実が重要であると考えております。今後も既存顧客等から構成されるユーザー会などを企画運営し、顧客ニーズにマッチしたサービスを提供し続けるための活動を行ってまいります。なお、2023年12月末時点のネットチャーンレート（注2）は△1.3%となっております。

## ③ OEMパートナーとの関係強化

当社のOEMパートナーで主要取引先である株式会社ラクス（2023年12月期の販売実績128,935千円、販売実績の総販売実績に対する割合10.5%）については、2023年11月末で領収書Robotaの契約期間の満了を迎え、2024年12月期以降の同社への売上が大幅に減少いたします。引き続き同社との他のサービスの契約維持と新規契約に努めて利用促進を図っていく一方、他のOEMパートナーとの連携を強化することで、エンドユーザーに関する情報収集を図り、より利便性の高いサービス開発に努めてまいります。

## ④ 情報管理体制の強化

当社はサービスの提供過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。「ISO／IEC 27001:2013 (JIS Q 27001:2014)」とISMSクラウドセキュリティ認証スキームに基づき、情報セキュリティ管理責任者を置き、これらを遵守するための社内規程の策定や内部監査体制の整備を行い、アクセス管理など漏洩防止等の対策を講じております。今後も社内教育・研修の実施やシステム整備等を継続して行ってまいります。

## ⑤ システムの安定性の確保

当社は顧客に対してインターネットを介したサービスを提供しているため、システムの安定稼働の確保が必要不可欠となっております。そのためアクセスが増加する月末月初は一時的にサーバを増強するとともにサーバ監視システムを導入し突発的なトラブル等が発生しても機動的にサーバを増強できる仕組みを整備することでシステムの安定性を担保しております。定期的にサーバ上でバックアップを行っておりますが、今後は顧客増加に伴うサーバ負荷増大に対応してさらなる安定性確保と効率化に取り組んでまいります。

- (注) 1. カスタマーサクセス：製品やサービスを通じて顧客の成功を支援することで、契約を継続してアップセルの実現やチャーンを防止することあります。
2. ネットチャーンレート：その月に失ったMRR (Monthly Recurring Revenue) に、既存顧客の利用範囲の拡大や利用枚数の増加によって増えたMRRを考慮したチャーンの比率であります。

#### (5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

| 事業区分                        | 事業内容                                                                                             |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| AIソリューション事業<br>( 経理 AI 事業 ) | AI-OCR (注 1、2) 関連及び会計仕訳のアルゴリズムをサービス化した Robotaシリーズとリモートワークでも経理業務を遂行できるように開発したRemotaというプラットフォームを提供 |

- (注) 1. AI (Artificial Intelligence、人工知能) とは、コンピュータを用いて「認識、言語の理解、課題解決」などの知能行動を実行する技術です。
2. OCR (Optical Character Recognition／Reader、光学的文書認識) とは、印刷された文字や手書き文字に光を当てて読み取り、デジタルの文字コードに変換する技術やソフトウェアです。

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

|    |                  |
|----|------------------|
| 本社 | 東京都港区浜松町一丁目6番15号 |
|----|------------------|

#### (7) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

| 従業員数      | 前事業年度比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 50名 (19名) | 19名増 (2名増) | 36.9歳 | 2.8年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

| 借入先      | 借入額      |
|----------|----------|
| 西武信用金庫   | 14,463千円 |
| 株式会社常陽銀行 | 13,415千円 |

#### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2023年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 18,944,000株

(注) 2023年6月30日開催の臨時株主総会決議により、2023年6月30日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数が11,056株減少し、18,944株となっております。また、2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は18,925,056株増加し、18,944,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 5,274,600株（自己株式30株を含む）

(注) 1. 2023年6月14日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、取得した自己株式は2023年6月29日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2023年6月30日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。  
2. 2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は4,731,264株増加しております。  
3. 2023年9月22日付の有償一般増資（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式総数は473,600株増加しております。  
4. ストック・オプションの行使により、発行済株式総数は65,000株増加しております。

(3) 株主数 2,129名

(4) 大株主

| 株 主 名                                                           | 持 株 数 ( 株 ) | 持 株 比 率 ( % ) |
|-----------------------------------------------------------------|-------------|---------------|
| 森 啓 太 郎                                                         | 1,292,600   | 24.51         |
| 株式会社 Space Investment                                           | 1,200,000   | 22.75         |
| DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE ALL STAR SAAS FUND P T E . L T D | 260,000     | 4.93          |
| 株式会社 日本カストディ銀行<br>(信託□、信託B□)                                    | 253,600     | 4.81          |
| 株 式 会 社 マ イ ナ ビ                                                 | 250,000     | 4.74          |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託□)                                     | 200,800     | 3.81          |
| 津 村 陽 介                                                         | 150,000     | 2.84          |
| 古 川 良 太                                                         | 77,000      | 1.46          |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                                 | 75,800      | 1.44          |
| 小 嶋 勇 志                                                         | 69,000      | 1.31          |

(注) 1. 持株比率は自己株式(30株)を控除して計算しております。

2. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行 (信託□、信託B□) 253,600株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託□) 200,800株

3. 株式会社日本カストディ銀行については、信託□、信託B□の所有株式数を合算して記載しております、その内訳は信託□214,600株、信託B□39,000株であります。

4. 株式会社Space Investmentは、当社代表取締役社長である森啓太郎の資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 新株予約権の状況

| 新株予約権の名称 | 発行決議日       | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の数 | 新株予約権の行使期間              | 新株予約権の行使価額(1株当たり) | 行使条件     |
|----------|-------------|---------|-----------------|-------------------------|-------------------|----------|
| 第1回新株予約権 | 2017年12月16日 | 42個     | 42,000株         | 2019年12月25日～2027年12月24日 | 10円               | 注1       |
| 第2回新株予約権 | 2019年3月28日  | 58個     | 58,000株         | 2021年3月29日～2029年3月28日   | 400円              | 注2       |
| 第3回新株予約権 | 2019年3月28日  | 57個     | 57,000株         | 2021年3月29日～2029年3月28日   | 400円              | 注1       |
| 第4回新株予約権 | 2020年6月2日   | 172個    | 172,000株        | 2022年6月3日～2030年6月2日     | 460円              | 注1       |
| 第5回新株予約権 | 2020年6月1日   | 27,000個 | 270,000株        | 2020年6月3日～2030年6月2日     | 460円              | 注3<br>注4 |
| 第6回新株予約権 | 2022年2月17日  | 30個     | 30,000株         | 2024年2月18日～2032年2月17日   | 800円              | 注1       |

(注) 1. ① 当社の株券が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という。）された日を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。

② 本新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。

ただし、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は本新株予約権行使の権利について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

③ 以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部行使することができる。

(i) 行使期間開始から1年間は、割当数のうち、その5分の1までについて権利行使することができる。

(ii) 行使期間開始から2年以降3年経過するまでは、割当数のうち、その5分の2までについて権利行使することができる。

(iii) 行使期間開始から3年以降4年経過するまでは、割当数のうち、その5分の3までについて権利行使することができる。

(iv) 行使期間開始から4年以降5年経過するまでの期間は、割当数のうち、その5分の4までについて権利行使することができる。

(v) 行使期間開始から5年経過以降は、割当数のうち、その全てについて権利行使すること

ができる。

- ④ 対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。
  - ⑤ 対象者は、前各号の規定に従い、一度の手続において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
2. ① 当社の株券が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という。）された日を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。
- ② 本新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は本新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- ③ 対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。
- ④ 対象者は、前各号の規定に従い、一度の手続において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
3. ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使することとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 460,000円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当による場合等を除く。）。
  - (b) 460,000円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、460,000円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が

460,000円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時において、当社または当社の関係会社の取締役、従業員もしくは監査役または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
  - (a) 権利行使期間の初日（以下、「開始日」という）から12カ月間  
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の20%
  - (b) 開始日から12カ月間を経過した日から12カ月間  
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の40%
  - (c) 開始日から24カ月間を経過した日から12カ月間  
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の60%
  - (d) 開始日から36カ月間を経過した日から12カ月間  
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の80%
  - (e) 開始日から48カ月間を経過した日から行使期間の末日まで  
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数のすべて

4. 当社の代表取締役社長である森啓太郎は、当社の現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2020年6月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年6月3日付で税理士安田信彦を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託（第5回新株予約権）」といいます）を設定しており、当社は本信託（第5回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年6月3日に第5回新株予約権（2020年6月1日臨時株主総会決議）を発行しております。

第5回新株予約権の分配を受けた者は、当該第5回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第5回新株予約権）は3つの契約（A01からA03まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

なお、2023年5月30日に国税庁より「ストックオプションに対する課税（Q&A）」が公表され、役職員が新株予約権を行使して当社の株式を取得した場合、その経済的利益は給与所得になることが示されました。当社は当インセンティブプランを変更することなく継続する方針です。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                 | 時価発行新株予約権信託                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 委託者                | 森 啓太郎                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 信託契約日<br>(信託期間開始日) | 2020年6月3日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 信託の種類と新株予約権数       | (A01) 9,000個<br>(A02) 9,000個<br>(A03) 9,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 信託期間満了日            | (A01) 当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から6か月が経過した日<br>(A02) 当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から2年が経過した日<br>(A03) 当社の株式が東京証券取引所プライム市場又はこれに類する海外の市場に上場した日から6か月が経過した日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 信託の目的              | 当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第5回新株予約権の引受け、払込により現時点で(A01)から(A03)までのそれぞれにつき第5回新株予約権27,000個が信託の目的となっております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 受益者適格要件            | <p>当社の役員及び従業員のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託（第5回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。</p> <p>なお、受益候補者に対する第5回新株予約権の配分は、信託ごとに①採用インセンティブパッケージ制度、②貢献度インセンティブパッケージ制度、③貢献度評価ポイント制度、④MVPポイント制度の4種類に分けられており、新株予約権交付ガイドラインで定められた配分ルール等に従い、評価委員会の決定を経て決定されます。</p> <p>① 採用インセンティブパッケージ制度に基づく付与<br/>今後採用される役職員を対象とし、採用時に当社における役職と貢献期待に応じて特定数の本新株予約権を明示したインセンティブパッケージを暫定的に付与し、交付基準日時点で、今後さらに貢献が見込める者と評価委員会が判断した場合に原則として同数の本新株予約権が交付されます。</p> <p>② 貢献度インセンティブパッケージ制度に基づく付与<br/>当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した時点において貢献度を評価し、上場後の貢献期待に応じて特定数の本新株予約権を明示したインセンティブパッケージを暫定的に付与し、交付基準日時点でさらなる貢献を期待して本新株予約権を交付すべきと評価委員会が判断した場合に原則として同数の本新株予約権を交付されます。</p> <p>③ 貢献度評価ポイント制度に基づく付与<br/>毎事業年度に一度の人事評価の結果に基づき、ポイントを暫定的に付与し、次号のMVPポイント制度に基づくポイントと合算したうえで、その累計ポイント保有数に応じて、本新株予約権が交付されます。</p> <p>④ MVPポイント制度に基づく付与<br/>取締役の推薦（自薦・他薦を含む。）により選定された役職員を対象とし、選定理由となった過去の特別な貢献を踏まえて、ポイントを暫定的に付与し、交付基準日時点でさらなる貢献を期待して本新株予約権を交付すべきと評価委員会が判断した場合に③の貢献度評価ポイント制度に基づくポイントと合算した上で、累積ポイント保有数に応じて、本新株予約権が交付されます。</p> |

(2) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 新株予約権の名称 | 取締役     |      | 社外取締役   |      | 監査役     |      |
|----------|---------|------|---------|------|---------|------|
|          | 新株予約権の数 | 保有人数 | 新株予約権の数 | 保有人数 | 新株予約権の数 | 保有人数 |
| 第1回新株予約権 | 24個     | 1人   | —       | —    | 3個      | 1人   |
| 第2回新株予約権 | 42個     | 2人   | 12個     | 1人   | —       | —    |
| 第3回新株予約権 | 38個     | 1人   | —       | —    | —       | —    |
| 第4回新株予約権 | —       | —    | —       | —    | 3個      | 1人   |
| 第6回新株予約権 | 10個     | 1人   | —       | —    | —       | —    |

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第7回新株予約権                                               |
|------------------------|-------------|--------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |             | 2023年3月23日                                             |
| 新株予約権の数                |             | 80個                                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>20株)                            |
| 新株予約権の払込金額             |             | 新株予約権と引換に払い込みは要しない                                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)<br>16,000円<br>800円               |
| 権利行使期間                 |             | 2025年3月24日から<br>2033年3月23日まで                           |
| 行使の条件                  |             | (注)                                                    |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人       | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数<br>80個<br>16,000株<br>10名 |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数<br>0個<br>0株<br>0名        |

- (注) ① 当社の株券が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という。）された日を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。
- ② 本新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のい

ずれかの地位にあることを要する。

ただし、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は本新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

- ③ 以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - ( i ) 2025年3月24日以降2026年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の1までについて権利行使することができる。
  - ( ii ) 2026年3月24日以降2027年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の2までについて権利行使することができる。
  - ( iii ) 2027年3月24日以降2028年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の3までについて権利行使することができる。
  - ( iv ) 2028年3月24日以降2029年3月23日までの期間は、割当数のうち、その5分の4までについて権利行使することができる。
  - ( vi ) 2029年3月24日以降、割当数のうち、その全てについて権利行使することができる。
- ④ 対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 対象者は、前各号の規定に従い、一度の手続において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                    |
|-----------|-------|---------------------------------|
| 代表取締役社長   | 森 啓太郎 |                                 |
| 取締役 C F O | 津村陽介  | 管理部門統括                          |
| 取締役 C T O | 葛 鴻鵬  | 先進技術研究開発部部長                     |
| 取締役 C R O | 中薗直幸  | マーケティング&パートナー営業部部長              |
| 取締役 C C O | 高塚佳秀  | カスタマーサクセス部部長兼情報システム室室長          |
| 取締役       | 菅野健一  | P X C 株式会社代表取締役社長               |
| 常勤監査役     | 作野勝英  |                                 |
| 監査役       | 安本隆晴  | 安本公認会計士事務所所長                    |
| 監査役       | 大濱正裕  | 弁護士法人レイズ・コンサルティング法律事務所<br>代表弁護士 |

- (注) 1. 取締役菅野健一氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役全員は、社外監査役であります。  
3. 監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役大濱正裕氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、社外取締役と社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者である役員等は保険料を負担しておりません。当該保

険契約により、被保険者が役員等として職務遂行を行ったことによって負担する損害賠償責任金及び争訟費用の損害を填補することとしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等については固定報酬を基本としており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、代表取締役社長森啓太郎が、各取締役の職責や業務執行状況及び会社業績や経済状況等を勘案して原案を作成し、取締役会の決議により毎期、更新・決定しております。取締役の報酬限度額は、2017年1月23日開催の第1回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務役員の使用人給与は含まない。）とし、その配分方法は代表取締役社長に委任する旨が決議され、取締役会設置会社に移行した同年11月24日に改めて、限度額はそのままに配分方法は取締役会に委任する旨の株主総会決議がなされております。なお、同決議時の取締役は3名となっております。また、当事業年度の取締役の報酬等は2023年3月23日及び2023年6月30日開催の取締役会決議で決定しております。

当社の監査役の報酬等については固定報酬を基本としており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で監査役会の決議により決定しております。監査役の報酬限度額は、2017年11月24日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。なお、同決議時の監査役は1名となっております。

なお、役員の報酬等について業績連動報酬は採用しておりません。

##### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |         |        | 対象となる役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------|--------|------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 35,699千円<br>(1,200) | 35,699千円<br>(1,200) | —       | —      | 6名<br>(1)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11,100<br>(11,100)  | 11,100<br>(11,100)  | —       | —      | 4<br>(4)   |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 46,799<br>(12,300)  | 46,799<br>(12,300)  | —       | —      | 10<br>(5)  |

- (注) 1. 上表には、2023年3月23日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。  
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
3. 取締役の金銭報酬の額は、2017年1月23日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決

議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、2名であります。

4. 監査役の金銭報酬の額は、2017年11月24日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。
5. 上表のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与として、43,623千円を支給しております。

- ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役菅野健一氏は、PXC株式会社の代表取締役社長であります。PXC株式会社と当社との間には取引関係はなく、特別の関係はありません。
  - ・社外監査役作野勝英氏には、重要な兼職はありません。
  - ・社外監査役安本隆晴氏は、安本公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外監査役大濱正裕氏は、弁護士法人レイズ・コンサルティング法律事務所代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                  |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 菅 野 健 一 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。<br>取締役会では、主に元上場企業経営者の見地から、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                                              |
| 監査役 作 野 勝 英 | 2023年3月23日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。<br>元上場企業役員の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。加えて、経営会議にも参加し、適宜必要な発言を行っております。 |

|             |                                                                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                      |
| 監査役 安 本 隆 晴 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p> |
| 監査役 大 濱 正 裕 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p> |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

当社の会計監査人であるPwC京都監査法人（消滅監査法人）は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人（存続監査法人）と合併し、消滅しました。また、PwCあらた有限責任監査法人は、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しました。

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,250千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会決議により「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づいた運営を行っております。「内部統制システムの基本方針」の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社は、法令・定款の遵守はもとより社会規範を尊重し、公正で適切な経営を目指し、当社の経営理念であるミッションと行動基準となるバリューを定めるとともに、全社に周知・徹底する。
  - (b) コンプライアンス規程及びマニュアルを制定し、経営会議においてコンプライアンス推進に関する審議を行うとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - (c) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応するとともに、通報者に不利益が無いことを確保するものとする。
  - (d) 当社は、健全な会社経営のため反社会的勢力との一切の関係を遮断し、また不当な要求はいかなる場合もこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程及び情報セキュリティ規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。
  - (b) 経営会議において、定期的にリスク管理について審議し、事業活動における各種リスクの防止及び損失の最小化を図る。
  - (c) 緊急事態発生時には、臨時経営会議を開催して情報の収集を行い、社内外への適切な情報伝達を含め、当該緊急事態に対して適切かつ迅速に対処するとともに、取締役会に報告するものとする。
- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - (b) その他経営に関する重要事項を協議または決議する機関として経営会議を設置する。
  - (c) 取締役会は、中期経営計画を決議し、管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

- (d) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - (e) 内部監査責任者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役の求めに応じて、当社の使用人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
  - (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
  - (c) 当該使用人の人事異動については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - (b) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
  - (c) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに管理部及び担当役員に報告し、管理部は監査役に報告する。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役と隨時意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (b) 監査役は、監査法人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
  - (c) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
  - (d) 監査役の職務の執行について生ずる費用について、監査役からその前払又は償還を求められたときには、職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、当社は遅滞なくこれに応じることとする。

## **(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### **① 全般**

「内部統制システムの基本方針」に基づいた運用を行っております。コンプライアンスに関する事項はすべての取締役及び監査役が参加するコンプライアンス推進会議で、リスク管理に関する事項は経営会議において、四半期に一度それぞれその運用状況を監視し、継続的な見直しを行っております。

② コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス意識の浸透のため、役職員に対し年に1度、コンプライアンス研修を実施しております。また、四半期ごとのコンプライアンス推進会議において、当社事業を取り巻く法令の改正を確認しております。コンプライアンスにかかる問題の未然防止・早期発見を図るため、内部通報窓口（社内及び社外）に設置しているほか、取引先等からの窓口として外部通報窓口も設置しております。

③ 取締役の職務執行

経営会議は毎週1回開催しており、常勤監査役が出席しております。

取締役会は原則として毎月1回開催し、取締役及び監査役出席のもと、報告及び議案の決議を行うとともに、取締役の職務執行の状況等を監督しております。また、内部監査において、各部門の職務執行の状況等を確認し、必要に応じて改善を図っております。

④ 監査役の職務執行

監査役会は原則として毎月1回開催し、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を行っております。また、常勤監査役が経営会議をはじめとする重要会議等に出席することにより、監督機能の強化を図っております。また、監査役は、会計監査人、内部監査人と定期的に会合し、内部統制の整備状況等について意見交換を行い、監査の実効性を確保しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと認識しておりますが、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としており、当面の配当性向は10%とする予定であります。

当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。」旨定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、税引前当期純利益から実効税率に基づく税金費用を控除した額の10%として、1株当たり1.55円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は6.0%となりました。

## 貸 借 対 照 表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                          | 金 額       |
|-------------------|-----------|------------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)                    |           |
| 流 動 資 產           | 1,379,499 | 流 動 負 債                      | 714,741   |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,302,493 | 1 年 内 返 済 予 定 の<br>長 期 借 入 金 | 9,816     |
| 売 掛 金             | 23,834    | 未 払 金                        | 114,926   |
| 電 子 記 録 債 権       | 9,400     | 未 払 費 用                      | 61,424    |
| 前 払 費 用           | 42,081    | 未 払 法 人 税 等                  | 32,630    |
| そ の 他             | 1,688     | 契 約 負 債                      | 446,580   |
| 固 定 資 產           | 239,333   | 預 り 金                        | 3,035     |
| 有 形 固 定 資 產       | 129,411   | そ の 他                        | 46,327    |
| 建 物 附 屬 設 備       | 1,014     | 固 定 負 債                      | 21,392    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 18,397    | 長 期 借 入 金                    | 18,062    |
| 建 設 仮 勘 定         | 110,000   | 資 產 除 去 債 務                  | 3,330     |
| 無 形 固 定 資 產       | 66,932    | 負 債 合 計                      | 736,133   |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 66,932    | (純 資 產 の 部)                  |           |
| 投 資 そ の 他 の 資 產   | 42,989    | 株 主 資 本                      | 879,863   |
| 出 資 金             | 60        | 資 本 金                        | 354,134   |
| 繰 延 税 金 資 產       | 30,068    | 資 本 剰 余 金                    | 400,086   |
| 差 入 保 証 金         | 12,860    | 資 本 準 備 金                    | 395,414   |
| 資 產 合 計           | 1,618,832 | そ の 他 資 本 剰 余 金              | 4,671     |
|                   |           | 利 益 剰 余 金                    | 125,691   |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金              | 125,691   |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金                | 125,691   |
|                   |           | 自 己 株 式                      | △49       |
|                   |           | 新 株 予 約 権                    | 2,835     |
|                   |           | 純 資 產 合 計                    | 882,698   |
|                   |           | 負 債 純 資 產 合 計                | 1,618,832 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2023年1月1日から  
2023年12月31日まで )

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,232,393 |
| 売 上 原 価                 | 462,726   |
| 売 上 総 利 益               | 769,666   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 643,253   |
| 営 業 利 益                 | 126,413   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 0         |
| 受 取 配 当 金               | 1         |
| 雜 収 入                   | 0         |
| 営 業 外 費 用               | 2         |
| 支 払 利 息                 | 200       |
| 株 式 交 付 費 用             | 5,479     |
| 上 場 関 連 費 用             | 3,334     |
| 經 常 利 益                 | 9,013     |
| 117,402                 |           |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 117,402   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 21,779    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △30,068   |
| 当 期 純 利 益               | △8,289    |
|                         | 125,691   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2023年 1月 1日から )  
( 2023年12月31日まで )

(単位：千円)

| 資本金                 | 株 主 資 本   |                |              |              |                  |         |        | 新株予約権   | 純資産合計 |         |  |
|---------------------|-----------|----------------|--------------|--------------|------------------|---------|--------|---------|-------|---------|--|
|                     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金    |                  | 自己株式    | 株主資本合計 |         |       |         |  |
|                     | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |         |        |         |       |         |  |
| 当期首残高               | 60,000    | 101,280        | 82,703       | 183,983      | △78,032          | △78,032 | —      | 165,951 | 2,835 | 168,786 |  |
| 当期変動額               |           |                |              |              |                  |         |        |         |       |         |  |
| 新株の発行               | 287,569   | 287,569        |              | 287,569      |                  |         |        | 575,139 |       | 575,139 |  |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | 6,565     | 6,565          |              | 6,565        |                  |         |        | 13,130  |       | 13,130  |  |
| 自己株式の取得             |           |                |              |              |                  |         | △49    | △49     |       | △49     |  |
| 欠損填补                |           |                | △78,032      | △78,032      | 78,032           | 78,032  |        | —       |       | —       |  |
| 当期純利益               |           |                |              |              | 125,691          | 125,691 |        | 125,691 |       | 125,691 |  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |                |              |              |                  |         |        |         |       |         |  |
| 当期変動額合計             | 294,134   | 294,134        | △78,032      | 216,102      | 203,723          | 203,723 | △49    | 713,912 | —     | 713,912 |  |
| 当期末残高               | 354,134   | 395,414        | 4,671        | 400,086      | 125,691          | 125,691 | △49    | 879,863 | 2,835 | 882,698 |  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～8年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

#### (2) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

当社は、AI-OCR関連と会計仕訳のアルゴリズムをサービス化したRobotaシリーズと、リモートワークでも経理業務を遂行できるように開発したRemotaというプラットフォームを提供しております。

当社のAIソリューションサービスはSaaS型のクラウドサービスであり、顧客との契約から生じる収益は、継続的にクラウドサービスを提供することにより発生する月額課金及び顧客のクラウドサービスの利用量に応じて発生する従量課金から構成されております。

月額課金については、当社のクラウドサービスを契約期間にわたって継続的に顧客に提供することで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって定額で収益を認識しております。

従量課金については、顧客の利用時に履行義務を充足する取引であると判断しているため、利用時点で収益を認識しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

#### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 30,068千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、過去及び当事業年度の経営成績、税務上の欠損金の発生状況、取締役会で承認された事業計画を基礎として一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積り、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、各要件に従い企業分類を行い、当該企業分類に基づき、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、将来減算一時差異及び税務上の繰越し欠損金の解消時期をスケジューリングし、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積られる金額を計上しております。

② 主要な仮定

将来の合理的な見積り可能期間における一時差異等加減算前課税所得の見積りを行うにあたっては、過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定された売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費の将来予測を含んだ事業計画を基礎としております。これらの将来予測は、新規顧客からの受注金額、既存顧客からの追加受注金額、予想解約率及び従量課金売上の成長率並びに新規採用人数といった一定の仮定に基づき算定しております。これらのうち、新規顧客からの受注金額及び既存顧客からの追加受注金額が主要な仮定に該当します。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、経済環境等に大幅な変化が生じたこと等により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌事業年度以降の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 56,024千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,274,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 30株

(3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定               | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 2024年2月29日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 8,175      | 1.55        | 2023年12月31日 | 2024年3月13日 |

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 599,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資、及び銀行借入によって調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、本社事務所等の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (a) 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に基づき取引先の状況を定期的にモニタリングし、また、必要に応じて与信限度額の改定の要否を検討するとともに、取引先ごとの入金及び残高を適時に管理することで信用リスクの低減を図っております。

##### (b) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、管理部において資金繰り表を作成し、適時に更新すること等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度（2023年12月31日）

|          | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------|------------------|---------|---------|
| 差入保証金    | 12,860           | 12,862  | 1       |
| 資産計      | 12,860           | 12,862  | 1       |
| 長期借入金（※） | 27,878           | 27,611  | △266    |
| 負債計      | 27,878           | 27,611  | △266    |

（※）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2023年12月31日）

| 区分       | 時価（千円） |        |      |        |
|----------|--------|--------|------|--------|
|          | レベル1   | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 差入保証金    | —      | 12,862 | —    | 12,862 |
| 資産計      | —      | 12,862 | —    | 12,862 |
| 長期借入金（※） | —      | 27,611 | —    | 27,611 |
| 負債計      | —      | 27,611 | —    | 27,611 |

（※）長期借入金に係る貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

合理的に見積った将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 未払賞与                 | 963千円             |
| 未払事業税                | 4,096千円           |
| 減価償却超過額              | 9,263千円           |
| 業務委託費                | 842千円             |
| 資産除去債務               | 1,019千円           |
| 税務上の繰越欠損金            | 350,845千円         |
| その他                  | 633千円             |
| <b>繰延税金資産小計</b>      | <b>367,664千円</b>  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額   | △329,733千円        |
| 将来減算一時差異等合計に係る評価性引当額 | △7,861千円          |
| <b>評価性引当額小計</b>      | <b>△337,595千円</b> |
| <b>繰延税金資産合計</b>      | <b>30,068千円</b>   |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

| 種類       | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%)           | 関連当事者との関係 | 取引の内容                | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----------|------------|-----|---------|-----------|-----------------------------|-----------|----------------------|----------|----|----------|
| 役員及び主要株主 | 森 啓太郎      | －   | －       | 当社代表取締役社長 | (被所有)<br>直接 24.5<br>間接 22.7 | 債務被保証     | 当社銀行借入に対する債務被保証(注) 1 | 27,878   | －  | －        |
| 役 員      | 津村 陽介      | －   | －       | 当社取締役 CFO | (被所有)<br>直接 2.8             | －         | ストック・オプションの権利行使(注) 2 | 12,000   | －  | －        |

- (注) 1. 当社の銀行借入に対して代表取締役社長森啓太郎より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 2019年3月28日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、A I ソリューション事業（経理 A I 事業）の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 当事業年度     |
|---------------|-----------|
| 月額課金          | 1,141,593 |
| 従量課金          | 76,918    |
| その他           | 13,882    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,232,393 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 1,232,393 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当事業年度   |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 29,297  |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 33,234  |
| 契約負債（期首残高）          | 345,436 |
| 契約負債（期末残高）          | 446,580 |

契約負債は主に月額課金に関して履行義務の充足の前に一括で受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い取り崩されます。当事業年度において、契約負債が増加した理由は、前述の取引に基づく前受金の増加であり、当事業年度末で契約社数が増加したことによるものであります。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、332,720千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 当事業年度     |
|---------|-----------|
| 1年以内    | 1,088,574 |
| 1年超2年以内 | 565,338   |
| 2年超3年以内 | 151,964   |
| 3年超4年以内 | 26,285    |
| 4年超5年以内 | 12,440    |
| 5年超     | 150       |
| 合計      | 1,844,752 |

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 166円81銭

(2) 1株当たりの当期純利益 25円77銭

当社は、2023年6月30日開催の取締役会決議により、2023年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月28日

ファーストアカウンティング株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 若 | 山 | 聰 | 満 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山 | 本 |   | 剛 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファーストアカウンティング株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月29日

ファーストアカウンティング株式会社 監査役会

常勤監査役 作野 勝英 印

社外監査役 安本 隆晴 印

社外監査役 大濱 正裕 印

以上

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るための増員1名を加えた取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏りがな<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                    | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | もり<br>森 啓太郎<br>(1974年6月3日)   | 2000年4月 ソフトバンク・コマース株式会社（現SB C&S株式会社）入社<br>2001年7月 アカマイ・テクノロジーズ合同会社 営業本部長<br>2011年3月 ホワイト・コンタクト株式会社設立 代表取締役<br>2012年4月 ホワイトフード株式会社 代表取締役<br>2016年6月 当社設立 代表取締役社長（現任）                              | 1,292,600株     |
| 2     | つむら<br>津村 陽介<br>(1971年2月13日) | 1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>2000年4月 公認会計士登録<br>2013年7月 有限責任監査法人トーマツパートナー<br>2018年12月 津村陽介公認会計士事務所所長（現任）<br>当社取締役CFO（現任）                                                                | 150,000株       |
| 3     | かつ<br>葛 鴻鵬<br>(1983年9月25日)   | 2009年4月 デンソーテクノ株式会社入社<br>2011年5月 株式会社北京四維図新科技股份有限公司入社<br>2014年5月 Neusoft Japan株式会社入社<br>株式会社デンソー出向<br>2016年6月 AI inside株式会社入社<br>2016年12月 同社取締役CTO<br>2017年8月 当社AI開発部部長<br>2018年10月 当社取締役CTO（現任） | 20,000株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                      | 所持する当社の株式数 |
|-------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | なかぞの 中園 直幸<br>(1973年12月3日) | 1996年4月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社<br>2001年4月 日本マイクロソフト株式会社入社<br>2015年9月 同社エンタープライズソリューション統括本部デバイス＆モビリティ本部長<br>2017年11月 UiPath株式会社 パートナーソリューション本部長<br>2020年11月 当社マーケティング＆パートナー営業部長<br>2021年3月 当社取締役CRO（現任）                                               | 68,000株    |
| 5     | たかつか 高塚 佳秀<br>(1975年3月7日)  | 1998年4月 株式会社PFU入社<br>2019年4月 同社SS事業本部IM事業部 金融・公共システム部 部長<br>2020年8月 当社入社<br>2021年1月 当社カスタマーサクセス部長<br>2022年3月 当社取締役CCO（現任）                                                                                                                          | —          |
| 6     | ※ 牧野 正幸<br>(1963年2月5日)     | 1996年7月 株式会社ワークスアプリケーションズ設立<br>2000年9月 同社代表取締役<br>2020年1月 株式会社メディアドゥホールディングス（現株式会社メディアドゥ）顧問<br>2020年5月 近畿大学情報学研究所客員教授（現任）<br>2020年6月 パス株式会社取締役<br>2020年10月 株式会社パトスロゴス代表取締役（現任）<br>2023年12月 株式会社オーファン社外取締役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社パトスロゴス代表取締役 | —          |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

牧野正幸氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社ワークスアプリケーションズにおける経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくためであります。選任後は、独立の立場で企業経営の知見に基づき、当社業務執行取締役の適正な職務執行を監督していただくことを期待しております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                 | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7     | ※<br>浅山 加代子<br>(旧姓：石閥)<br>(1964年12月28日) | <p>1985年4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社</p> <p>2017年4月 ソニーコーポレートサービス株式会社 経理企画推進部統括部長</p> <p>2022年10月 ユニ・チャーム株式会社 Financial BPR 担当部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>ユニ・チャーム株式会社 Financial BPR担当部長</p> | —              |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

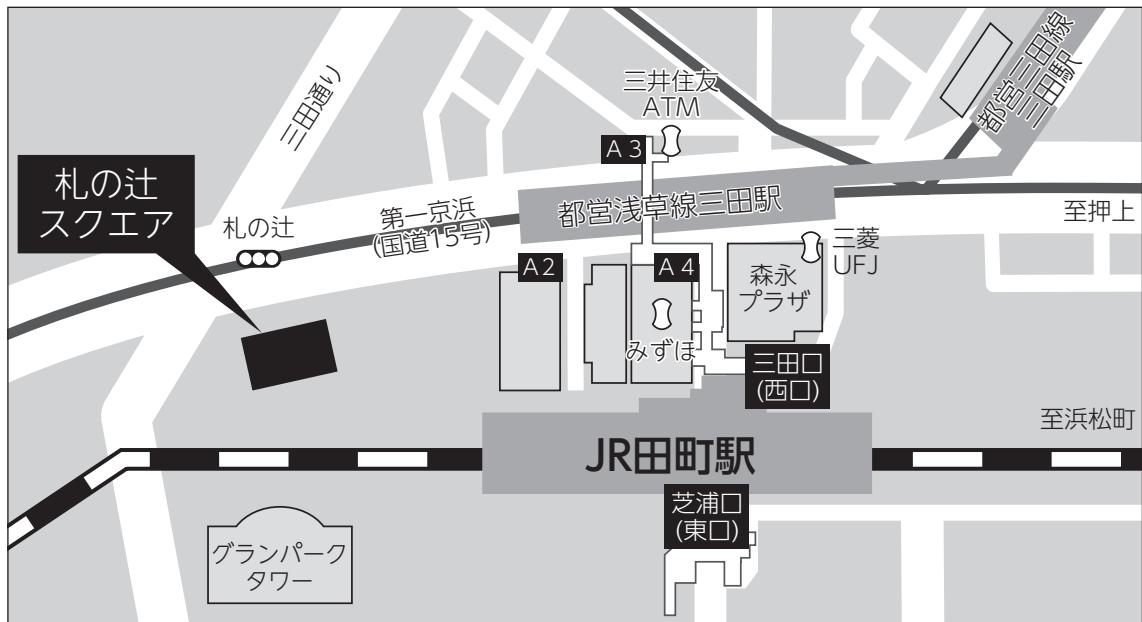
浅山加代子氏を社外取締役候補者とした理由は、ソニーグループ及びユニ・チャーム株式会社における経理のスペシャリストとしての豊富な経験と高い見識を有しているためであります。選任後は、それらを当社サービス開発への助言・監督に反映していただくことを期待しております。

なお、浅山氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 牧野正幸氏及び浅山加代子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、社外役員として独立性の高い適切な人材を迎えるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外役員との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。牧野正幸氏及び浅山加代子氏が選任され、就任した場合には、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務執行に関して負った損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 牧野正幸氏及び浅山加代子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏らを独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝五丁目36番4号  
札の辻スクエア 11階 大ホール  
TEL 03-6435-0601



交通 J R 山手駅田町駅

都営三田線・浅草線三田駅

三田口（西口）より 徒歩約4分

徒歩約3分